# 重要事項説明書（別紙）

令和６年４月１日現在

１．居宅介護支援の利用料

（変更前）

| 区分・要介護度 | | | 基本単位 | 利用料 |
|---|---|---|---|---|
| 居宅介護支援費（Ⅰ） | (ⅰ)介護支援専門員１人当りの利用者数が 40 未満又は 40 以上である場合においての、40 未満の部分 | 要介護１・2 | 1,076 | 10,760 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 1,398 | 13,980 円 |
| | (ⅱ)介護支援専門員１人当りの利用者数が 40 以上である場合においての、40 以上 60 未満の部分 | 要介護１・2 | 539 | 5,390 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 698 | 6,980 円 |
| | (ⅲ)介護支援専門員１人当たりの利用者数が 40 以上である場合においての、60 以上の部分 | 要介護１・2 | 323 | 3,230 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 418 | 4,180 円 |

↓

（変更後）

| 区分・要介護度 | | | 基本単位 | 利用料 |
|---|---|---|---|---|
| 居宅介護支援費（Ⅰ） | (ⅰ)介護支援専門員１人当りの利用者数が 45 未満又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分 | 要介護１・2 | 1,086 | 10,860 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 1,411 | 14,110 円 |
| | (ⅱ)介護支援専門員１人当りの利用者数が 45 以上である場合においての、45 以上 60 未満の部分 | 要介護１・2 | 544 | 5,440 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 704 | 7,040 円 |
| | (ⅲ)介護支援専門員１人当たりの利用者数が 45 以上である場合においての、60 以上の部分 | 要介護１・2 | 326 | 3,260 円 |
| | | 要介護３・4・5 | 422 | 4,220 円 |

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づき、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理人による受領も含む）は、ご利用者の自己負担はありません。ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

２．加算料金

（変更前）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200 | 2,000 円 | 利用者が病院又は診療所に入院してから３日以内に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき） |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100 | 1,000 円 | 利用者が病院又は診療所に入院してから４日以上７日以内に、必要な情報提供を行った場合（1 月につき） |

↓

（変更後）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 250 | 2,500円 | 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（1月につき） |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 200 | 2,000円 | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合（1月につき） |

この重要事項説明書の説明年月日：令和　６年　４月　　日

| | |
|---|---|
| 事業所所在地 | 京都府綾部市岡町長田３番地の１ |
| 事業所名称 | ふきのとう居宅介護支援事業所 |
| 説明者氏名 | 四方　純子 |

私は、本書面により居宅介護支援について重要事項の説明を受け、同意しました。

| | |
|---|---|
| 利用者住所 | 綾部市 |
| 利用者氏名 | ※署名または記名押印 |
| 利用者家族住所 | |
| 利用者家族氏名 | |